○寄附金税額控除

寄附金税額控除とは、地方公共団体、住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部、条例により指定された団体へ寄附した場合、算出所得割額から差し引かれるものです。

	地方公共団体(総務大臣の指定を 受けたふるさと納税)への寄附金	地方公共団体以外及び地方公共団体 (総務大臣の指定を受けたふるさと納税 以外)への寄附金			
対象寄附金	○ 都道府県又は市町村(総務大臣の承認を受けたふるさと納税) ・寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、返礼品を送付する場合、以下のいずれも満たす地方団体・返礼品の割合を3割以下・返礼品を地場産品とする地方団体	○県内に事務所を有する社会福祉法に規定された共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金 ○本市が地域における住民福祉の増進に寄与するものとして条例に指定した寄附金 ○都道府県又は市町村(総務大臣の承認を受けたふるさと納税以外)			
控除方式	税額控除方式				
控除率	①基本控除:[寄附金額(※1)-2,000円 ②特例控除(※2):[寄附金額(※1)(ふ -0~40%(平成28年度分以後は45%) (市民税3/5、県民税2/5) ※1総所得金額等の30%を限度 ※2②の控除の限度額については、個人 (平成27年度分以前は1割) ※3×1.021については平成26~令和20 ①+②の適用	るさと納税分)-2,000円]×[90%)(所得税の限界税率×1.021(※3))] 人市県民税所得割額の2割。			
 適用下限額					
適用下限額	※3×1.021については平成26~令和20年度までの措置。				

④均等割と個人市県民税の計算

所得割額 + 均等割額 = 個人市県民税額

●均等割額

市	民	税	3,500円
県	民	税	2,500円

*平成26年度から令和5年度までの10年間、防災のための施策に必要な財源を確保するため、 **年額500円**がそれぞれ加算されています。

◆課税の特例

■退職所得

退職所得にかかる市県民税は、他の所得と分離して課税し、給与支払者が退職金から差し引いてその年の1月1日に居住する市町村に納めます。

計算方法は、次のとおりです。

(退職金 - 退職所得控除額) $\times \frac{1}{2}^{(*)} \times$ 税率

*勤続年数が5年以内の法人役員(公務員を含む)については、2分の1を適用しません。

• 退職所得控除額

勤 続 年 数	退職所得控除額			
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)			
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)			

[※]退職手当等の支払を受ける者が、在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記退職所得控除の金額に100万円を加算した金額が控除されます。

■土地建物の譲渡所得

譲渡所得とは、個人が土地や建物を譲渡して得た所得のことをいい、所有期間により長期と短期に分かれます。

●長期譲渡所得……譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地又は建物を譲渡した場合

課税長期譲渡所得	計 算 式
一般長期譲渡所得	課税長期譲渡所得金額×(市民税3%、県民税2%)
軽課所得分(居住用財 産等)の長期譲渡所得 6,000万円以下の部分	課税長期譲渡所得金額×(市民税2.4%、県民税1.6%)
6,000万円超の部分	課税長期譲渡所得金額×(市民税3%、県民税2%)

[※]課税長期譲渡所得金額=収入金額-資産の取得費-譲渡の費用-特別控除額

●短期譲渡所得……譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地又は建物 を譲渡した場合、次の算式により課税されます。

課税短期譲渡所得金額×

一般所得分の短期譲渡所得の場合 軽減所得分(収用等)の短期譲渡所得の場合 市民税5.4%、県民税3.6% 市民税3%、県民税2%

•特別控除額

特例が受けられる譲渡	特別控除額			
①収用などにより資産を譲渡した場合(措法33の4)	5,000万円			
②居住用財産を譲渡した場合(措法35) 3,000万円				
③特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合(措法34)	2,000万円			
④特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(措法34の2)	1,500万円			
⑤農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合(措法34の3)	800万円			

■一般株式等に係る譲渡所得・上場株式等に係る譲渡所得

株式等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税されます。 計算方法は次のとおりです。

※株式等に係る譲渡所得等の金額=総収入金額(譲渡価格) - 必要経費(取得費+委託手数料)

株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 の 金 額 (税率) (元) (十二年)

× 5% (市民税 3%、県民税 2%)

■上場株式等の配当等所得

分離課税を選択した場合の上場株式等の配当等所得については、他の所得と分離して課税 されます。計算方法は次のとおりです。

(税率)

上場株式等の配当所得

× 5% (市民税 3%、県民税 2%)

■先物取引に係る雑所得等

平成13年4月1日以後において、先物取引をし、かつ、差金等決済をした場合には、その 先物取引による事業所得及び雑所得については、他の所得と分離して課税されます。

計算方法は次のとおりです。

(税率)

先物取引による所得

× 5% (市民税 3%、県民税 2%)

■山林所得

山林所得とは山林の伐採による所得(山林を伐採して譲渡したことによって生じる所得) 又は山林の譲渡による所得(山林を伐採しないで立木のまま譲渡したことによって生ずる 所得)のことをいいます。

ただし、山林をその取得の日以後5年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、事業所得又は雑所得となります。

計算方法は次のとおりです。

※課税山林所得=収入金額-必要経費-特別控除額

課 税 山 林 所 得 × 10% (市民税 6%、県民税 4%)

◆申告と納付

■申 告

市では、申告などにより課税資料を提供していただき、それをもとに市民税の計算をします。

種 類	提出先	期限	申 告 義 務 な ど
市県民税の申告書	市役所市民税課	3月15日	確定申告をした方、給与所得のみで勤め先から給与支払報告書が提出された方は、申告不要です。
所得税の確定申告書	税 務 署	3月15日	確定申告書の写しが、市に届きます。
給与支払報告書	市役所市民税課	1月31日	給与の支払者が提出します。

■納 付

納税の方法には、各個人が6月、8月、10月、翌年1月の4回の納付に納める方法(普通 徴収)と、給与支払者が6月から翌年5月まで12回に分けて毎月納税者の給与から差し引 いて納める方法(特別徴収)とがあります。

また、平成21年10月から、65歳以上の公的年金を受給している方は、「公的年金等の所得に係る市県民税額」が公的年金からの特別徴収(引き落とし)の対象となりました。

公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方法 ※公的年金等に係る所得のみの場合

○65歳到達時等により初めて特別徴収(引き落とし)される年度-

〔6月・8月〕

公的年金等の所得に係る市県民税額の半分を、2回に分けて普通徴収(自分で納付)で納めていただきます。

[10月・12月・翌年2月]

公的年金等の所得に係る市県民税額の残り半分を、3回に分けて年金支給時に特別 徴収(引き落とし)します。

○特別徴収(引き落とし)されて2年目以降の年度-

[4月・6月・8月]

前年度の公的年金等の所得に係る市県民税額の2分の1を3回に分けて、年金支給 時に特別徴収(引き落とし)します。(仮徴収)

〔10月・12月・翌年2月〕

確定した当該年度の公的年金等の所得に係る市県民税額から、4月・6月・8月で 仮徴収した額を差し引いた残りの額を、3回に分けて年金支給時に特別徴収(引き落 とし)します。

市県民税の計算例

Aさん(会社員)の場合

家族構成……妻(43歳): 専業主婦

事 子2人 (20歳・17歳)

・A さんの給与収入 - - - - - 4,780,000円 ・給与所得 - - - - - - - 3,284,000円

例

・支払った社会保険料 ----- 500,000円 ・支払った新生命保険料 ----- 120,000円

・支払った新個人年金保険料 ----- 120,000円 ・支払った介護医療保険料 ----- 120,000円

・支払った地震保険料 ----- 30,000円

給与所得金額	4,780,000×80%-540,000=3,284,000 (千円未満の職切り捨て) 給与所得金額の詳細については9ページをご覧ください。	3,284,000	1)
所 得 控 除	社会保険料500,000生命保険料70,000(限度額)地震保険料15,000配偶者控除330,000(17歳)扶養控除450,000(20歳)基礎控除330,000	2,025,000	2
課税所得金額	① 一 ② (千円未満切り捨て)	1,259,000	3
所 得 割	市民税(③)× 6% 県民税(③)× 4%	75,540 50,360	(4) (5)
調整控除	市民税 9,900円 県民税 6,600円 ※調整控除額の詳細については、13ページをご覧ください。	9,900 6,600	6 7
均等割	市民税県民税	3,500 2,500	8 9

Aさんの令和2年度の市・県民税の額は

市民税:75,540(4)-9,900(6)+3,500(8)=69,100(百円未満切り捨て) 県民税:50,360(⑤)-6,600(⑦)+2,500(⑨)=46,200(百円未満切り捨て)

計115,300円となります。

この税額は、普通徴収(本人納付)又は特別徴収(給与天引)によって納めていただきます。

普通徴収(6月、8月、10月、翌年1月の4回) 6月 31,300円 8月以降 28,000円 特別徴収(6月から翌年5月までの12回) 6月 9,700円 7月以降 9,600円

退職したときの市県民税は?

私は、令和2年8月に会社を辞めました。市県民税は退職するまで給料から天引きされていました。ところが、先日、令和2年度の市県民税の納税通知書が届きました。どうしてですか。

給与から市県民税が天引きされている人の場合は、令和2年度の年税額を令和2年6月から翌年5月までの12回に分けて納めていただいています。あなたの場合、退職のため令和2年9月から翌年5月までの分が給与から天引きできなくなりましたので、その分として納税通知書をお送りしました。

市外へ転出した場合の市県民税は?

私は、令和2年2月にいわき市からA市に引っ越しました。ところが、令和2年度の市県民税の納税通知書がいわき市から送られて来ました。現在住んでいるA市に納税するのではないでしょうか。

A市に納税とはなりません。

個人の市県民税は、毎年1月1日現在に住んでいる市町村で、その年度分の市県民税が課税されます。したがって、あなたの場合1月1日にいわき市に住んでいたため、令和2年度の市県民税はいわき市に納めることになります。

転入した場合の市県民税の所得証明・課税証明は?

私は、令和2年3月1日にB市からいわき市へ転入しましたが、令和2年度の市県民税の所得証明書や課税証明書はいわき市でとることができますか。

いわき市でとることはできません。

令和2年度の市県民税の所得証明書や課税証明書は原則として令和2年1月1日にお住いの市で発行されますので、あなたの場合は、B市へ請求していただくことになります。



妻のパート収入と税金との関係は?



私の妻はパートで勤めに出ています。この場合、年収がどのくらいになる と令和2年度の市県民税や所得税がかかるのですか。



奥様の税金は、パートの年間収入が93万円以下の場合は、市県民税、所得税とも課税されません。

また、パートの年間収入が103万円以下ならば所得税は課税されません。

妻にパート収入があるとき

(夫の合計所得金額が1,000万円以下)

妻のパート収入	妻自身	の税金	夫に適用される所得控除		
安07八一下收入	市県民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	
93万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない	
93万円超~ 103万円以下	かかる	かからない	受けられる	受けられない	
103万円超~ 201.6万円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる	
201.6万円以上	かかる	かかる	受けられない	受けられない	

[※]妻に扶養者がいない場合の計算です。

亡くなった方の令和2年度の市県民税は?



私の父は令和2年2月に死亡しましたが、6月に令和2年度の市県民税の納税通知書が送られて来ました。納めなければならないのですか。



納めなければなりません。

市県民税は、毎年1月1日現在、市内に住んでいる方に対し、前年中(前年の1月から12月まで)の所得に基づき、課税されます。

したがって、令和 2 年 1 月 2 日以降に死亡された方に対しても、令和 2 年度の市県民税は課税されますので、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

[※]配偶者控除および配偶者特別控除の詳細については11ページをご覧ください。



所得がなくても申告が必要なの?

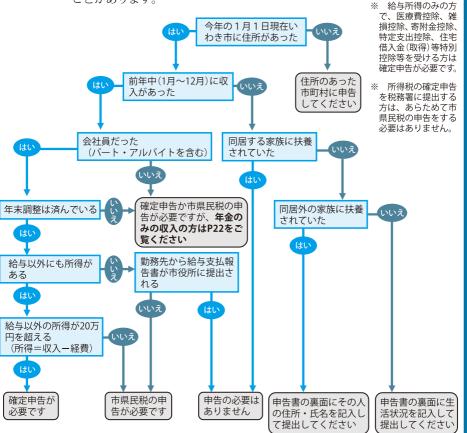


先日、市役所から申告書が送られて来ましたが、昨年1年間は失業しており収入がありませんでした。それでも申告は必要でしょうか。



前年中収入がなかった場合でも、同居する家族に扶養されていた方以外 は原則として個人市県民税の申告は必要になります。市県民税の申告書に は、収入がなかった方に記入していただく欄があります。そちらにご記入の うえ提出してください。

なお、申告書の提出が期限後になりますと、所得証明書等の交付が遅れる ことがあります。





公的年金を受けるようになったのですが?



私は、昨年65歳になり公的年金を受けるようになりました。昨年中は収入が公的年金のみで148万円ありました。市県民税の申告は必要でしょうか。 また、市県民税はかかるのでしょうか。



申告の必要はなく、市県民税もかかりません。

65歳以上で公的年金収入が148万円以下の方は、市県民税は非課税に 該当しますので、申告の必要はありません。

なお、64歳以下で年金収入が98万円以下の方は、市県民税は非課税に該当しますので、申告の必要はありません。

ただし、公的年金を受給していても市県民税の申告が必要な場合があります。

- 例1 公的年金以外に他の収入があった方
 - 2 「公的年金等の源泉徴収票」の配偶者及び扶養親族の欄等に変更のある方
 - 3 公的年金合計額が下の表の『市県民税』の欄の金額を超える方
- ※1~3にあてはまる方や所得税が差し引かれている方等で、確定申告書を税務署に提出した場合は、あらためて市県民税の申告をする必要はありません。

(参考) 収入が公的年金のみの場合で市県民税・所得税がかからない方

納税者本人	64歳」	以下	65歳以上			
事 例	市県民税	所 得 税	市県民税	所 得 税		
本人のみの場合	均等割 980,000円以下 所得割 1,050,000円以下	1,080,999円以下	均等割 1,480,000円以下 所得割 1,550,000円以下	1,580,999円以下		
妻がいる場合	均等割 1,470,667円以下 所得割 1,860,001円以下	1,514,666円以下	均等割 1,928,000円以下 所得割 2,220,000円以下	1,960,999円以下		

- (注) この表は、納税者が公的年金のみの収入の場合で、妻(69歳以下)は、収入がなく、他の 納税義務者の扶養家族になっていないものとして計算しています。
- ※平成23年分から、収入が年金のみで収入額が400万円以下の方は所得税の確定申告が不要となりましたが、控除を追加する場合、または年金以外の収入があり、かつその所得の合計額が20万円以下の場合は、市県民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

(2) 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人と、人格のない社団などにかかる税で、個人市民税と同様に、均等の額を負担していただく均等割と、法人等の利益に応じて負担していただく法人税割とがあります。

◆法人市民税を納める主な法人(納税義務者)

	納	税	義	務	数 耂	者	納める税割	
	ניווה	化工	我	195	19		均等割	法人税割
市内に事務所	市内に事務所や事業所がある法人						0	0
市内に寮や保養所などのみをもつ法人					0			
公益法人等で	で収益事業	美を行わな	まいもの				0	

◆税額の計算

均等割額	+	法人税割額	=	法人市民税額
------	---	-------	---	--------

①均等割額の計算

均等割額	_	税率		事業所等を有していた月数
~24 mm	_	176—	^	12

・均等割の税率は、法人の資本金等の額と従業者数により次のように決められています。

資 本 金 等 の 額 ※1	いわき市内の従業者数	税 率(年額)
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円
	50人以下のもの	410,000円
10億円を超え、50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円
	50人以下のもの	410,000円
1億円を超え、10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円
	50人以下のもの	160,000円
1,000万円を超え、1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円
	50人以下のもの	130,000円
1,000万円以下の法人等	50人を超えるもの	120,000円
	50人以下のもの	50,000円
①公共法人及び公益法人等(独立行政法人で収益事業を行うものを除く)②人格のない社団等で法人とみなされるもの③一般社団法人及び一般財団法人④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの		50,000円

※1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、「資本金等の額」と「資本金及び資本準備金の合算額」を比較して、大きい方の金額を税率の判定基準として適用することになります。